

事務連絡
令和4年10月28日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査における
抗原検査の取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査（PCR検査及び抗原検査）については、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（令和2年3月4日付け健感発0304第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。同年10月14日最終改正。）及び「都道府県、保健所設置市及び特別区と社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会との感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条に基づく調査に関する契約の締結及び覚書の交換について」（令和2年3月25日付け健感発0325第2号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。同年5月22日最終改正。）において、都道府県、保健所設置市又は特別区における行政検査の具体的な取扱いとして、医療機関との感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく行政検査の委託契約の締結や費用の支払等について、お知らせしたところである。

今般、「検査料の点数の取扱いについて」（令和4年10月28日付け保医発第1号厚生労働省保険局医療課長及び厚生労働省保険局歯科医療管理官連名通知）において、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月4日付け保医発0304第1号）が改正され、SARS-CoV-2・RSウイルス抗原同時検出が追加されたことに伴い、関連する厚生労働省健康局結核感染症課長通知の取扱いについて下記のとおり取りまとめたので、その取扱いに遺漏のないよう、内容を了知の上、関係各所に対し周知徹底を図られたい。

なお、これに伴い、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査における抗原検査の取扱いについて」（令和4年9月1日付け事務連絡）は廃止し、本事務連絡をもって代えることとする。

記

1. 新型コロナウイルス感染症に係る行政検査における抗原検査の取扱い

次に掲げる厚生労働省健康局結核感染症課長通知中「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」については、「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出（SARS-CoV-2・インフルエンザ抗原同時検出、SARS-CoV-2・RS ウィルス抗原同時検出及びSARS-CoV-2・インフルエンザ・RS ウィルス抗原同時検出を含む。）」と取り扱う。

- ・ 「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（令和2年3月4日付け健感発0304第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。同年10月14日最終改正。以下「行政検査通知」という。）
- ・ 「都道府県、保健所設置市及び特別区と社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会との感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条に基づく調査に関する契約の締結及び覚書の交換について」（令和2年3月25日付け健感発0325第2号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。同年5月22日最終改正。以下「3月25日課長通知」という。）

2. その他

1. に伴い、行政検査通知の別添の事務契約書（案）並びに3月25日課長通知の別添の事務契約書（案）及び覚書（案）の「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」に「SARS-CoV-2・インフルエンザ抗原同時検出、SARS-CoV-2・RS ウィルス抗原同時検出及びSARS-CoV-2・インフルエンザ・RS ウィルス抗原同時検出」が含まれることとなるが、既に締結済みの契約については、その契約が都道府県等と医療機関の個別の契約であるか、都道府県等と複数の医療機関の集合契約であるかに関わらず、契約当事者の異議がある場合を除き、本事務連絡に基づき、「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」に「SARS-CoV-2・インフルエンザ抗原同時検出、SARS-CoV-2・RS ウィルス抗原同時検出及びSARS-CoV-2・インフルエンザ・RS ウィルス抗原同時検出」が含まれているものとみなすものとする。

【問い合わせ】

新型コロナウイルス感染症対策推進本部 戰略班
(代) 03-5253-1111 (内線 8062)